

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## 拡大窓口交渉： アルバイト賃金制度、 ベビーシッターの利用補助制度について

9月20日（金）に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「アルバイト賃金制度」、「ベビーシッターの利用補助制度」について説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。以下、原研労組：[労組]、原子力機構：[機構]で表します。

\*\*\*\*\*

### ○アルバイト賃金制度について

[機構]：最低賃金が10月より改定され、一部の拠点でそれを下回る状況になることから、制度を変更することとした。

まず賃金の日額を大幅に増額する。6300円/日→7100円/日。これは10月の勤務実績から適用し、11月の支給となる。

その代わりに期末手当は減額となる。6月期：25日分→15日分、12月期：30日分→15日分

これらの変更によって年収ベースでは少し増額となる。その他の服務関係などの規程類に変更はない。

また、これらの変更によって一部の人には不利益となるため、経過措置を設けることとした。対象は平成29年1月～3月に雇用契約を開始した人達である。

[労組]：経過措置があるとのことであるが、今回の変更によって不利益となる人はいないと考えてよいか？

[機構]：不利益となる人は経過措置でフォローする。計算上では不利益となる人はいないはずである。ただし、勤務日数などが異なるため、各個人について全てチェックしている訳ではない。

[労組]：10月の法律改定によって最低賃金を下回るとのことであるが、どのような計算となっているのか？

**[機構]**：賃金日額を時給に換算したときの話であり、この時給には期末手当は含まれていないためである。期末手当を含めればもっと条件は良くなる。

この制度変更により、時給単価としては、840 円/時→946 円/時と大幅に増加する。

年収は各自の勤務日数によって異なるが、170～190 万円前後で、制度変更によって年間で最大約 4 万円アップとなる。

**[労組]**：経過措置が必要となるのは、どのような試算によるものか？また、制度変更となる人と経過措置がある人とでは、どの程度の差が発生するのか？

**[機構]**：雇用の時期によっては、期末手当が減るとトータルではマイナスとなる場合があるためである。制度変更と経過措置の対象者で大きな差はつかないようにしている。雇用時期等で少しは差があるが、基本的にはアップとなるようにしている。

**[労組]**：今回は大きな制度変更となっている。最近、アルバイトの応募者が少ないと聞いているが、それも理由の一つであるのか？

**[機構]**：そうである。アルバイトを募集する際に、賃金日額を重視する人が多いことも制度変更の大きな理由である。

**[労組]**：アルバイトをハローワークなどで募集する際には、期末手当の部分は見えるようになっているのか？

**[機構]**：見えるようにはなっているが、募集フォーマットがあり、下の方に記入することになっている。やはり賃金日額や時給のほうが目立つ。

**[労組]**：臨時用員については、今回は据え置きとなっているのか？

**[機構]**：今回は据え置きである。時給単価は 969 円/時とアルバイトよりも高く、年収ベースでもまだ高くなっている。臨時用員については、前回の改定は 2 年前で賃金日額を 6100 円/日→6300 円/日にアップさせている。

**[労組]**：この制度変更は全拠点一律となっているのか？東京などは、この時給ではアルバイトの採用は難しいと思うのだが。

**[機構]**：全拠点一律で、全ての地区でアルバイトの単価は同じである。東京にはアルバイトの人はおらず、業務量が多いために任期付常勤職員などを雇用している。

**[労組]**：拠点によっては、アルバイトの採用待ちとなっているような職場もある。今回、その他の規程類は変更なしとのことであるが、理研などでは2020年度の同一労働・同一賃金に向けて年休を採用時から使えるようにするとのことである。

JAEAでは採用時から6ヶ月間は欠勤扱いとなっている。お子さんがいる主婦の方が採用されることも多く、病気や行事などのために、最初の頃は欠勤となる場合が多い。そのような面も改善していくべきではないのか？

**[機構]**：同一労働・同一賃金への対応については、現在、検討を進めているところである。方針が決まれば労組にも説明は行う。

## ○ベビーシッターの利用補助について

**[機構]**：職員等の育児支援のために検討を行ってきた。今回は情報共有として方向性を説明したい。

**[機構]**：7月よりニーズ調査のためアンケートを行った。約3000名から回答をいただき、約230名強の人から利用の希望があった。そのため、前向きに検討することとした。時期的には、2019年11月から試行運用を行い、2020年度からの本格運用を目指している。

**[機構]**：内容についてだが、内閣府の補助事業を利用することと併せて、JAEAでの独自の取り組みも行う。これからJAEAの男女共同参画委員会などで検討を進めていく。

**[機構]**：内閣府の支援事業については、一定の条件を満たした場合に補助がでる制度である。ベビーシッター利用補助は、子供の面倒を見る他に、保育所の送迎などでも利用できる。対象は乳幼児～小学校3年生までであり、障害などがある場合には小学校6年生までである。希望する人には、あらかじめ届け出などをしてもらおう。その人にチケットをお渡しするので、ベビーシッターを利用した際にチケットを使えば2200円が割引となる。

**[労組]**：割引額は分かったが、そもそもの利用料金はどの程度が相場なのか？

**[機構]**：ベビーシッターの利用料金は、例えば1回3000円程度ということが多い。

[機構] : チケットは発行手数料が必要となるが、それは JAEA 側で負担する。法人で 4800 枚という上限があり、例えばアンケートで希望をした 230 名強の人に均等割りすれば約 20 枚となる。実際の利用者がどの程度いるのか分からないが、今回は公平性を期するために 1 年間で 1 人 10 枚まででスタートする。

[機構] : また、4800 枚とは就労時の利用の話であるが、就労時とは別の枠で利用可能な制度もあり、例えば育児休暇の人が対象となる。制度上、子供が複数いればリフレッシュなどに利用可能な場合もある。(詳細は後日、業連等で周知するとのことです)

[機構] : JAEA 独自の取り組みについてだが、事業者との法人契約を検討している。できれば全国展開しており、各拠点で利用できる事業者が良い。

[労組] : 法人契約とのことだが、どのようなメリットがあるのか？

[機構] : 事業者との個人契約の場合では、最初に登録料がかかり、さらには年会費なども必要となる。そういった個人負担などを減らすことができると考えている。

[労組] : ベビーシッターの利用をしたい人は助かると思う。国の補助事業で、条件などが色々複雑なようなので、職員等に説明する場合にはなるべく分かりやすいようにしていただきたい。

[機構] : 説明時にはそのようにしたい。

以上

\*\*\*\*\*

## ベビーシッターの利用補助制度の導入について

この制度については、原研労組が昨年度より「QST で既に導入・運用されている制度について、JAEA でも導入を検討するように」と要求書・団体交渉等で訴えてきたもので、今回、実現することができました。

新しい制度が導入された後も、利用者のアンケートを取るなどして、常に制度の改善を図り、その内容を労組と協議することなどを要求していきます。今後も原研労組は、JAEA・QST における処遇や職場環境の改善のため、皆様のご意見・ご提案等に耳を傾け、その役割を果たしていきます。

\*\*\*\*\*